

決算が終わったらすぐに

農地所有適格法人報告書の提出を！

農地所有適格法人は、農地法で定められている要件を満たした、農地を借りること、買うことができる法人です。

農地所有適格法人は農地法の規定により、毎年「農地所有適格法人報告書」を経営地の所在する全ての農業委員会に提出しなければなりません。

報告書を提出されないと、農地の権利を取得する場合に支障を来たすことになりますので、必ず提出されるようお願いいたします。

提出する書類

- ・農地所有適格法人報告書
- ・報告する事業年の農業収入額が分かる書類
⇒損益計算書など

【新規に設立または内容に変更があった場合】

- ・定款、株主または組員名簿の写し

提出期限

法人の毎事業年度の終了後3か月以内（例えば決算期が12月末の場合は3月末まで）

提出先

- ・農業委員会
- ・農業委員会忠類支局

※ 報告書の様式は、農業委員会にあります。

また、町ホームページからもダウンロードできます。

令和3年1月から12月までの農地移動状況

項目		令和3年		令和2年		前年比		
区分	移動事由	件数	面積 (ha)	件数	面積 (ha)	件数	面積 (ha)	
農地法第3条	所有権の移転	売 買	16	67.35	21	105.47	△5	△38.12
		贈 与	1	0.65	7	51.39	△6	△50.74
	賃借権の設定	49	326.63	42	265.46	7	61.17	
	使用賃借権の設定	20	576.12	29	875.48	△9	△299.36	
	地役権の設定	0	0	0	0	0	0.00	
農地中間管理機構 特例事業(道公社)	買 入	11	85.39	15	159.47	△4	△74.08	
	売 渡	8	126.77	19	199.54	△11	△72.77	
農用地利用集 積計画	所有権の移転	19	96.83	10	39.24	9	57.59	
	利用権の設定(賃借権)	130	711.41	91	430.49	39	280.92	